

# 札幌市立あいの里東中学校 部活動に係る活動方針

## 1 部活動の意義

- ・自主的、自発的な部活動参加により、生涯にわたるスポーツや文化、科学などの豊かな関わり方を学び、併せて学ぶ意欲の向上や豊かな心を育む。
- ・活動の中で関わる仲間や指導者、保護者などの人々との交流を通じて思いやりの心、規範意識、自己肯定感、感性などを育む。

## 2 部活動の位置づけ、及び開設する部活動

- ・部活動は本校教育活動の一環として位置付ける。「あいの里東中学校体育・文化振興会」の「会則」及び「各種細則」については、本校の「部活動に係る活動方針」に準ずる。
- ・校長は本方針に基づき、各部の活動状況及び活動に当たって安全面の確保を把握する。さらに、生徒及び指導者の過度な負担がないかを適切に判断し、部活動運営に反映させる。

### (1)あいの里東中学校体育・文化振興会会則

#### <第2章 目的 第2条>

この会は、体育・文化の振興と生徒活動の全般を通して本校生徒の豊かな人間性と社会性の育成に寄与することを目的とする。

#### <第5章 役員 第5条>

- ・会長（保護者：PTA会長）・副会長（保護者：PTA副会長、教師）
- ・事務局長（教師：体文振担当教諭）
- ・会計（保護者：PTA会計、教師：体文振担当教諭）
- ・会計監査（保護者：PTA会計監査）

#### <第10条 顧問>

この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、この会の運営について会長の諮問に応じる。

#### <第11条 校長>

校長は学校運営の立場からこの会の全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

### (2)今年度設置する部活動（予定）

男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子バドミントン、女子バドミントン、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子卓球、女子卓球、陸上、野球、サッカー、美術、合唱、演劇、工芸

### (3)今年度中体連等の大会に参加希望がある場合に引率する個人種目（予定）

水泳・柔道・剣道・体操・新体操・アルペンスキー

## 3 運営のための体制整備

- ・生徒や教職員数、特別外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- ・部活動顧問は、年間・月間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。また、活動計画等について保護者への周知を図る。

#### 4 指導・運営に当たっての留意点

##### (1)安全の確保

- ・部活動指導者は、部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・生徒の発達個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全確保等に関する正しい知識を得た上で指導にあたる。

##### (2) 熱中症事故の防止

- ・高温や多湿時において、部活動（大会、練習試合も含め）が予定されている場合には活動の配慮、延期や中止等の対応をとること。
- ・部活動指導者は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し休憩をとるとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底する。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

##### (3)バランスのとれた活動

- ・部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルや多様なニーズがあることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営に努める。
- ・生徒の体力向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を取りつつ限られた時間の中で効果的な指導を工夫する。
- ・文化部についても同様とする。

##### (4)女子の指導に当たって

- ・女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴：利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導に当たる。

##### (5)不適切な鉄剤の静脈注射の防止

#### 5 部活動活動基準

札幌市立学校に係る部活動の方針に基づき設定する。その他の細則は体育・文化振興会で定める。

- ①少なくとも月に1回は、平日にすべての部活動の休養日（ノ一部活デー）を設定する。
- ②毎週、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日とする。
- ③少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ④通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- ⑤土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。

- ⑥長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑦週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ※過重な活動とならないよう留意する。

## 6 その他

運用においては様々な状況が生まれるものと思われるが、安全面・健康面への配慮をもとにその都度、体育・文化振興会で検討する。